注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記載する欄	備　　考
１　免許の申請の場合	１（注１）　３　４（注２）　５　12　14（注３）　16　17　19　20　21	（注１）　開設に該当する。 （注２）　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。 （注３）　施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
２　再免許の申請の場合	１（注１）　２　３　４（注２）　５　12　14（注３）　16　17　19　20　21	（注１）　再免許に該当する。 （注２）　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。 （注３）　施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
３　法第17条の規定による無線設備の変更の工事の許可又は申請の場合	１（注１）　２　３　４（注２）　５　11　12　13　16　17　18　19　20　21	（注１）　変更に該当する。 （注２）　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。
４　法第19条の規定による変更の申請の場合	１（注１）　２　３　４（注２）　５　11　12　13　16　17　18　19　20　21	（注１）　変更に該当する。 （注２）　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。
５　施行規則第43条第３項の規定による常置場所の変更の届出の場合	１（注１）　２　３　４（注２）　５　11　12　13　16　17　18　19　20　21	（注１）　変更に該当する。 （注２）　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。

２　※印を付けた欄は、記載しないこと。

３　１の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

４　２の欄は、免許状の記載事項により記載すること。

５　３の欄は、第15条の２の２第１項又は第２項（これらの規定を同条第３項、第16条第５項及び第25条第５項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合に限り、その局数を記載すること。